

議案第 28 号

佐倉市公共下水道区域外流入条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市公共下水道区域外流入条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市公共下水道区域外流入条例の一部を改正する条例

佐倉市公共下水道区域外流入条例（令和6年佐倉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に定める公の施設の用に供される土地又は管理者が公益上必要と認める施設の用に供される土地は、この限りでない。

第4条第2号ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市公共下水道区域外流入条例の規定により許可を受けた者に係る同条例第4条第1号及び第2号並びに第13条の規定の適用については、なお従前の例による。